

『民法Ⅵ 親族・相続』正誤表

2023年2月

頁	位置	誤	正
8	下から9行目	相手方が <b>審判</b> に不出頭	相手方が <b>調停</b> に不出頭
9	14行目	例えば、 <b>離婚事件</b> で夫婦（父母）が	例えば、夫婦（父母）が
68	最後の行	単独で <b>所有</b> する財産	単独で <b>有</b> する財産
86	下から5行目	後述の <b>審判離婚</b> や裁判離婚に	後述の裁判離婚に
105	下から12行目	<b>(880条の類推適用)</b>	<b>(766条3項)</b>
105	下から10行目	<b>(民執151条の2)</b>	<b>(民執152条3項)</b>
105	下から6行目	<b>執行証書を債務名義とする強制執行</b>	<b>債務名義の強制執行</b>
116	7行目	<b>(752条)</b>	<b>(725条3号)</b>
117	8行目	<b>(958条の3)</b>	<b>(958条の2)</b>
139	下から9行目	至らなければ、 <b>通常</b> 、合意に	至らなければ、合意に
155	1行目	<b>兄が弟</b> を養子にすることはできるが、 <b>弟が兄</b> を養子に	<b>祖父母が孫</b> を養子にすることはできるが、 <b>孫が祖父母</b> を養子に
157	下から3行目	傍系 <b>卑属</b> との縁組	傍系 <b>血族</b> との縁組
158	5行目	<b>自然血族</b> に基づく親子関係と	<b>実</b> 親子関係と
168	下から10行目	<b>実</b> 親子関係を否定される	<b>養</b> 親子関係を否定される
177	9行目	中学校や <b>高等学校</b> を卒業	中学校を卒業
182	下から2行目	<b>(830条4項)</b>	<b>削除</b>
199	1行目	未成年後見人は、 <b>事務の終了後</b> 、家庭裁判所に	未成年後見人は、家庭裁判所に
203	1行目	家庭裁判所が <b>保佐</b> 開始の	家庭裁判所が <b>補助</b> 開始の
203	下から10行目	876条の <b>3</b> 第2項	876条の <b>5</b> 第2項
210	5行目	<b>・644条</b>	<b>削除</b>
211	下から8行目	<b>(この時点で、本人は被後見人となる)</b>	<b>削除</b>
323	下から12行目	民集63巻3号427頁	民集63巻3号427頁。 <b>902条の2</b> 参照

325	11 行目	918 条 1 項	918 条
326	最後の行	管理者の権原等	管理者の権限等
332	最後の行	(908 条)	(908 条 1 項)
344	下から 5 行目	最判	最決
354	下から 12 行目	合意 (同条 1 号) および取得の	合意 (同条 1 号) または取得の
375	図表 II 9-1	清算人の代理権の消滅 (955 条)	清算人の代理権の消滅 (956 条)
390	コラム 7 行目	公証人は「読み聞かせ」に代えて、通訳人の通訳または閲覧により、	公証人は筆記内容の「閲覧」によるか (969 条 3 号), 「読み聞かせ」に代わる通訳人の通訳により、
404	6 行目	を理由に取り消すことはできない	を理由に無効になったり、取り消されたりすることはある
419	下から 5 行目	遺言書の原状	遺言書の現状
422	12 行目	1017 条 1 項	1017 条
483	下から 6 行目	最判	最決